

特定任期付職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第46号

特定任期付職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

特定任期付職員の給与の特例に関する規則（平成26年名古屋市規則第75号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 5 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、条例」を削り、「特定任期付職員業績手当」を「勤勉手当」に改める。

第 3 条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（勤勉手当に関する特例）

第 3 条 特定任期付職員に対する期末手当及び勤勉手当規則（昭和39年名古屋市規則第51号）第15条の 3 第 1 号の規定の適用については、同号中「特定管理職員にあっては、1,000 分の 1,040 から 1,000 分の 1,475」とあるのは、「特定管理職員（前条第 1 項第13号に掲げる職員を除く。）にあっては 1,000 分の 1,040 から 1,000 分の 1,475 まで、同号に掲げる職員にあっては 1,000 分の 665 から 1,000 分の 995」とする。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。